

# 所得税から住宅ローン控除を引ききれなかったかたへ 市・県民税からも住宅ローン控除ができるようになりました

問 税務課 ☎49 - 311K (内線216)

税源移譲で平成19年分以降の所得税率が変わりましたが、所得税の住宅ローン控除を受けてきたかたの中には所得税が減額になったために控除額が減少してしまう場合があります。これでは税負担が増えてしまいますので、この減少分を平成20年度以降の市・県民税額(所得割)から控除できるようになりました。

市・県民税の住宅ローン控除が受けられるかた

平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けているかたで、次の条件に該当するかたが対象になります。

勤務先で年末調整を受けるかた  
平成19年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、さらに「源泉徴収税額」が0円となっているかた。

確定申告書を提出するかた  
住宅ローン控除によって所得税額が0円になるかた。

平成19年以降に入居した場合はどうなるの？

市・県民税の住宅ローン控除の適用はありません。代わりに、所得税の住宅ローン控除制度の特例(従来の方式)と、控除率を引き下げて控除期間を延長(10年から15年)する方式のどちらかを選択)が設けられました。

毎年申告書の提出が必要です

この控除を受けるためには、毎年「住宅借入金等特別税額控除申告書」(市役所、申告会場にありません)を提出しなければなりません。この申告書を提出しないと控除は受けられませんのでご注意ください。平成19年分の申告書の提出期限は、平成20年3月17日(月)です。

提出方法

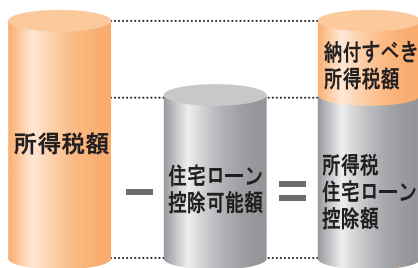
市の申告会場で申告するかた  
確定申告書と一緒に申告会場へ提出してください。

税務署に確定申告をするかた  
確定申告書と一緒に税務署へ提出してください。

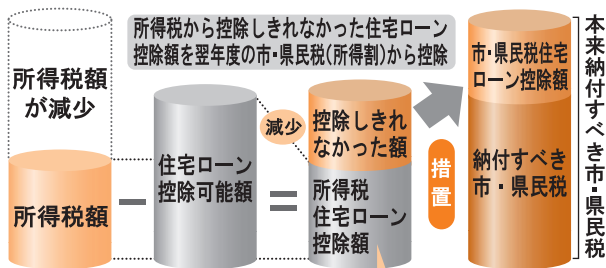
年末調整のみのかた  
源泉徴収票を添付して市税務課へ提出してください。  
市・県民税の住宅ローン控除は、翌年度の市・県民税から差し引かれるもので、市・県民税が還付になるものではありませんのでご注意ください。

## 市・県民税の住宅ローン控除のイメージ

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

## 住宅ローン控除モデルケース ●夫婦 給与収入300万円(住宅ローン控除可能額:8万6千円)の場合●

単位:円

申告しないと…

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所 得 税	86,000	86,000	0
市・県民税	52,000	0	52,000
合 計	138,000	86,000	52,000

申告すれば…

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所 得 税	43,000	43,000	0
市・県民税	95,000	0	95,000
合 計	138,000	43,000	95,000

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所 得 税	43,000	43,000	0
市・県民税	95,000	43,000	52,000
合 計	138,000	86,000	52,000

控除額が減少し、負担が増加する。

住宅ローン控除額が減少しないよう、市・県民税(所得割)から控除します。

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。住宅ローン控除額は、一定の条件で計算した場合の例です。

市・県民税には、均等割を含めています。